

建設工事等の入札金額見積内訳書の取扱い

令和8年3月19日 市長決裁

1 入札金額見積内訳書の目的

入札金額見積内訳書（以下「内訳書」という。）は、談合その他の不正行為の排除、ダンピング受注（その請負の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結をいう。）の防止などを目的として、入札参加者に提出を求め、発注者がその内容の確認等を行うための資料である。

2 対象案件

入札参加者に入札書の提出（初度入札の入札書提出時に限る。以下同じ。）と同時に内訳書の提出を求める入札は、次に該当する競争入札とする。

- (1) 建設工事
- (2) 土木施設維持管理業務委託
- (3) 建設工事に係る業務委託
- (4) 上記(1)から(3)以外の入札において発注者が内訳書の提出を必要と認めた入札

3 入札参加者への周知

入札公告又は指名通知に記載し、入札参加者に内訳書の提出を周知する。

4 入札参加者に提示する内訳書

- (1) 発注者は、入札参加者が記入すべき項目を表記した内訳書を入札参加者に提示する。なお、建設工事の場合は、鴻巣市工事等執行事務処理要領 様式第10号(1)を参考とすること。
- (2) 入札参加者は、発注者が提示する内訳書に表記された記入すべき項目を記入しなければならない。ただし、建設工事の場合、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛け金、安全衛生費については、当分の間、この限りではない。
- (3) 鴻巣市低入札価格調査実施要綱を適用する入札においては、数値的判断基準の対象金額（工事の場合は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）を必ず記入すること。
- (4) 入札参加者に提示する内訳書は、鴻巣市工事等執行事務処理要領 様式第10号(1-1)、(1-2)及び鴻巣市工事等執行事務処理要領様式第10号(2)を標準とする。
- (5) 建設工事に係る業務委託において、設計業務と測量業務など、異なる業務を一つの業務として発注する場合には、全ての業務内容について内訳書に記載するものとする。

る。(様式は鴻巣市工事等執行事務処理要領 様式第 10 号(2)を業務内容に合わせて加工する。)

- (6) 発注者が積算の参考のために内訳書の明細等を入札参加者に求めている場合があるが、内訳書以外の資料はこの取扱いの対象外とする。

5 内訳書の提出を求めた場合における内訳書の未提出

次に該当する場合は「内訳書の未提出」とし、8 その他に示す各入札執行要綱等に規定する「公告に示す事項に反した者がした入札」又は「指定した事項に反した者がした入札」に該当するものとして、当該入札参加者の入札を無効とする。

- (1) 内訳書の全部が提出されていない場合
- (2) 内訳書の一部が提出されていない場合
- (3) 内訳書として提出されたものが、明らかに当該入札の内訳書と関係のないものと発注者が判断した場合
- (4) 内訳書に記入された工事名、工事場所、直接工事費の内訳(工種名)、入札額等から、明らかに他の工事の内訳書と発注者が判断した場合
- (5) 内訳書に記入された入札参加者の所在地、名称・商号及び代表者名から、当該内訳書が入札書を提出した者と明らかに異なる者の内訳書と発注者が判断した場合
- (6) 上記(1)から(5)以外で発注者が「内訳書の未提出」と判断した場合

6 「不備な内訳書」

次に該当する内訳書は「不備な内訳書」とし、各入札執行要綱等に規定する「不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札」に該当するものとして、当該内訳書を提出した者の入札を無効とする。

- (1) 他社の内訳書と一緒に提出された内訳書
- (2) 内訳書の内容が異なる複数の内訳書
- (3) 入札額だけが記入された内訳書
- (4) 内訳書の入札額が埼玉県電子入札共同システムに入力された入札額と異なる内訳書
- (5) 直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の合計金額が、内訳書の工事価格及び内訳書の入札額のいずれにも一致しない内訳書
- (6) 計算が間違っている内訳書
- (7) 工事名に誤りがある、又は記入がない内訳書
ただし、直接工事費の内訳(工種名)等から、当該入札の内訳書であると発注者が判断した場合は、この限りでない。
- (8) 入札参加者の所在地、名称・商号、代表者名に誤りがある、又は記入がない内訳書
ただし、入札参加者の所在地に誤りがある、又は記入がない場合であっても、名称・商号、代表者名等から当該内訳書が入札書を提出した者の内訳書であると発注者

が判断した場合は、この限りでない。

(9) 上記(1)から(8)以外で発注者が「不備な内訳書」と判断した内訳書

7 発注者の内訳書の確認

- (1) 内訳書の確認は、入札締切通知書の発行以後に行うものとする。
- (2) 発注者は、開札前に内訳書の内容に不備がないことや他の入札参加者のものと類似性や規則性がないかを確認する。
- (3) 談合その他の不正行為を疑わせる内訳書の提出があった場合は、鴻巣市談合情報等対応要領に基づき適切な対応を行う。

8 その他

- (1) 各入札執行要綱等の規定により入札参加者が一度提出した内訳書の書換え、引換え又は撤回はできない。
- (2) 委託の内訳書に関する取扱いについては、「工事名」を「委託名」と読み替えるなど適時読み替えて適用する。

「各入札執行要綱等」とは次の要綱をいう。

- ・ 鴻巣市指名競争入札執行要綱
- ・ 鴻巣市一般競争入札(事後審査型)執行要綱

附 則

- 1 この取扱いは、令和8年4月1日以降に公告又は指名通知等を行う入札から適用する。
- 2 建設工事等における不備な入札金額見積書の取り扱いについて(平成20年8月29日 市長決裁)は、廃止する。